

東洋大学 公的研究費運営及び管理に関する責任体制

区 分	権限と責任		不正防止	
最高管理責任者 学長	公的研究費の運営及び管理に関し、最終的な責任を負う。		不正防止計画推進委員会委員長から不正防止計画の報告を受け、その推進を指示する。	
統括管理責任者 副学長	公的研究費の運営及び管理に関し、全体を総括する実質的な権限を有しその責任を負う。		不正防止計画推進委員会を統括して、不正要因の把握し防止計画を策定すると共にその推進に当たる。	
部局責任者	学部長、大学院研究科長、法科大学院長、研究所長、センター長	運営責任者 〈研究推進部長〉	経費責任者 〈経理部長〉	担当部局の不正防止計画推進に当たる。運営責任者及び経費責任者は、その業務に係る不正防止計画の推進に当たる。
	各部局(大学院(専門職大学院を含む)研究科、学部・研究所・センター)における実質的な権限を有しその責任を負う。	公的研究費の運営・管理に関し事務手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。	公的研究費の予算執行状況及び経費手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。	
運営・経費担当者	白山、川越、板倉、朝霞の各キャンパス担当		各キャンパスの運営・経費に係る不正防止計画の推進に当たる。	
	部局責任者を補佐し、各キャンパス(白山、川越、板倉、朝霞)内の公的研究費の運営・管理に関する事務手続き並びに予算執行状況及び経費手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。			